

掛川市告示第36号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託した。

令和5年4月1日

掛川市長 久保田 崇

1 委託先

名 称 遠鉄アシスト株式会社

所在地 浜松市東区丸塚町541番地の20

2 委託した物品売払代金

森林果樹公園において販売する果樹の売払代金

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで